

■ 減免制度

納税義務者が身体障害者等で、軽自動車等を生活（通院、通勤、通学など）のために使用する場
合、一定の条件を満たせば申請により軽自動車税（種別割）が減免になります。申請は、納期限まで
に行ってください。

なお、減免は障害者一人につき普通自動車を含めて1台のみとなります。

● 申請時に必要な書類等

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ②運転免許証 又は マイナ免許証・マイナ免許証用暗証番号
- ③車検証

● 減免に係る該当等級

【身体障害者手帳】

区 分		障害の級別	
		本人所有・本人運転	本人所有・本人運転以外
視覚	視力	－	1級～4級
	視野	2級、3級	1級～3級
聴覚		2級、3級	2級、3級
平衡機能		3級	3級
音声・言語・そしゃく機能		3級	3級
上肢機能		1級、2級	1級、2級
下肢機能		1級～6級	1級～4級
体幹機能		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児上肢機能		1級、2級	1級、2級
乳幼児移動機能		1級～6級	1級～4級
心臓機能		1級、3級	1級、3級
じん臓機能		1級、3級	1級、3級
肝臓機能		1級～3級	1級～3級
呼吸器機能		1級、3級	1級、3級
ぼうこう・直腸機能		1級、3級	1級、3級
小腸機能		1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能		1級～3級	1級～3級

【その他】

区 分	本人所有・本人運転	本人所有・本人運転以外
療育手帳	A1、A2、A3、B1	
精神障害者保健福祉手帳	1級	
戦傷病者手帳	等級が細かく分かれていますのでお尋ねください。	

※詳細は、うきは市役所 税務課住民税係（☎0943-75-4977）までお問い合わせください。